

人事院公示第13号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の3第1項及び第4条の4第1項の規定に基づき、平成4年人事院公示第6号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年4月19日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1 長期療養者の休業補償又は年金たる補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。	1 長期療養者の休業補償又は年金たる補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額は、 <u>別表</u> のとおりとする。
2 <u>平成18年4月1日から平成31年3月31日までの間における平均給与額の最低限度額のうち、65歳以上70歳未満及び70歳以上に係る最低限度額は、当該期間において適用されていた最低限度額にかかわらず、別表第2の左</u>	(新設)

欄に掲げる当該最低限度額が適用  
 されていた期間の区分に応じ、そ  
 れぞれ同表の右欄に定める額とす  
 る。

3・4 (略)

2・3 (同左)

別表第1

年齢階層	最低限度額 (円)	最高限度額 (円)
20歳未満	4,900	13,285
20歳以上25歳未満	5,484	13,285
25歳以上30歳未満	6,010	14,249
30歳以上35歳未満	6,389	17,285
35歳以上40歳未満	6,760	19,052
40歳以上45歳未満	7,042	21,399
45歳以上	7,088	23,333

別表

年齢階層	最低限度額 (円)	最高限度額 (円)
20歳未満	4,748	13,284
20歳以上25歳未満	5,377	13,284
25歳以上30歳未満	5,967	14,255
30歳以上35歳未満	6,304	17,353
35歳以上40歳未満	6,673	19,286
40歳以上45歳未満	6,926	21,393
45歳以上	7,022	23,939

上50歳 未満	6	04
50歳以 上55歳 未満	6, 91	25, 2 32
55歳以 上60歳 未満	6, 42	24, 7 97
60歳以 上65歳 未満	5, 22	19, 7 69
65歳以 上70歳 未満	3, 96	14, 9 97
70歳以 上	3, 96	13, 2 85

上50歳 未満	0	05
50歳以 上55歳 未満	6, 81	25, 2 57
55歳以 上60歳 未満	6, 31	24, 8 59
60歳以 上65歳 未満	5, 14	19, 7 26
65歳以 上70歳 未満	3, 93	15, 2 91
70歳以 上	3, 93	13, 2 84

別表第2

期間の区分	最低限度 額 (円)
平成18年4月1 日から平成19年 3月31日まで	4, 09 0
平成19年4月1 日から平成20年 3月31日まで	4, 12 0
平成20年4月1	4, 11

日から平成21年 3月31日まで	0
平成21年4月1 日から平成22年 3月31日まで	4,080
平成22年4月1 日から平成23年 3月31日まで	4,050
平成23年4月1 日から平成24年 3月31日まで	3,960
平成24年4月1 日から平成26年 3月31日まで	3,970
平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで	3,940
平成27年4月1 日から平成29年 3月31日まで	3,950
平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで	3,930
平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで	3,940

---

2 この決定による改正は、平成31年4月1日から効力を発生する。